

処理施設(クリーンZ炉)の維持管理に関する計画書 (共通基準)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の6に基づく

産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(維持管理基準)に対する具体的な計画

I. 共通基準

維持管理基準(第12条の6)	具体的な計画
<ul style="list-style-type: none"> 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れ前に、排出元から提供される性状に関する情報やサンプル品をもとに当該施設の処理能力に見合った適正なものかを確認する。 受け入れの際、種類ごとにトラックスケール又はその他の方法で秤量する。
<ul style="list-style-type: none"> 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 汚泥等はバケットクレーンによるキルン供給ホッパーへの投入量、廃液等はタンク受入量とタンク液面のレベル差により、日々の処分量を管理する。 (投入量＝バケット投入回数×バケットクレーンの1回あたりの投入量＋廃液の容量×廃液の比重) 但し、バケットクレーンの1回あたりの投入量、廃液の比重は、廃棄物の混合比率、種類により変化するので、定期的に(1回/月程度)見直しを行う。
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の連絡体制を整備し、対処方法を定め、異常事態が生じても迅速かつ的確に処置できるようにし、生活環境の保全上必要な措置を講ずることができるように緊急資材(土嚢等)を常備する。
<ul style="list-style-type: none"> 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の正常な機能を維持するため、日々点検結果表及び週点検結果表に基づいて、点検を実施する。 点検結果に基づいて、適正な措置を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の飛散及び流出を防止するため、容器入りでない汚泥の廃棄物は、コンクリート床で屋根付きの置き場に保管する。又、屋外に容器入りでない廃プラスチック等の廃棄物を保管する場合は、散水又はシート掛けを行う。 油泥ピット上は、吸引し、焼却炉の燃焼用空気として炉内に吹込む。
<ul style="list-style-type: none"> 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 衛生に努める。 定期的に産業医による巡視を行う。
<ul style="list-style-type: none"> 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 	<ul style="list-style-type: none"> 著しい騒音及び振動を発生するおそれのある設備を設置する際は、必要に応じて防音・防振対策を講じ、周囲の生活環境を損なわないようにする。 工場の敷地境界地で騒音測定を行う。(1回/月)
<ul style="list-style-type: none"> 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするため、焼却施設からの排水は、排水処理設備で中和、凝集沈殿法により重金属を除去した後、放流する。 定期的に放流水の水質検査を行い、排水排出基準を遵守する。
<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理に関する点検を日々点検結果表及び週点検結果表に基づいて、点検を実施し、点検表に点検結果と措置を記録する。記録は3年間、事務所に保存する。

共通基準

処理施設(クリーンZ炉)の維持管理に関する計画書 (施設の基準)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7第5項に基づく
産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準(維持管理基準)に対する具体的な計画

I. 個別基準(変更前)

	維持管理基準(第12条の7第5項)	具体的な計画
焼却施設の基準	・施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	・汚泥等はバケットクレーンによるキルン供給ホッパーへの投入量、廃液等はタンク受入量とタンク液面のレベル差により、日々の処分量を管理する。 (投入量＝バケット投入回数×バケットクレーンの1回あたりの投入量＋廃液の容量×廃液の比重) 但し、バケットクレーンの1回あたりの投入量、廃液の比重は、廃棄物の混合比率、種類により変化するので、定期的に(1回/月程度)見直しを行う。
	・ピット・クレーン方式によって燃焼室に産業廃棄物を投入する場合には、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。	・ピット投入前にカミカミで汚泥、廃プラスチック等を混合する。 ・カミカミで油泥は混合しない。
	・燃焼室への産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行うこと。	・汚泥、廃プラスチック等の投入は三重ダンパーにより外気と遮断した状態で、プッシャーでキルンへ投入する。 ・三重ダンパの動作(遮断)状況を1回/方(8時間毎)の頻度でシリンダーの停止位置を測定する。 ・三重ダンパは、水蒸気を吹込み、着火防止と外気との遮断を行う。
	・燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。	・二次燃焼室の温度が850℃以上になるように、廃油等の燃焼量、廃液処理量を制御する。
	・焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	・キルン出の焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるようにする。
	・運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	・運転開始時には、重油バーナーを一定時間作動させキルン、二次燃焼室を十分に予熱する。
	・運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、産業廃棄物を燃焼し尽すこと。	・運転停止時には、原料の供給を停止した後、重油バーナーを作動させ、キルン、二次燃焼室温度を850℃以上に保持し、産業廃棄物を燃焼し尽す。
	・燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・燃焼室出口に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、運転管理室で記録する。
	・集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。	・急冷塔出口温度を100℃以下に冷却する。 ・ガス冷却室、急冷塔の冷却能力を維持するため、定期的にスプレーの詰まりを点検する。
	・集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・IWSに流入する排ガス温度を連続的に測定し記録する。
・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。	・定期整備を必要に応じて実施し、冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを定期的に除去する。	

処理施設(クリーンZ炉)の維持管理に関する計画書 (施設の基準)

	維持管理基準(第12条の7第5項)	具体的な計画
焼却施設の基準	・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるように産業廃棄物を焼却すること。	・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下となるように産業廃棄物を焼却する。
	・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録する。
	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1ng-TEQ/Nm ³ 以下となるように産業廃棄物を焼却すること。	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が1ng-TEQ/Nm ³ 以下となるように産業廃棄物を焼却する。
	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量またはばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。	・煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年2回測定し、記録する。 ・煙突から排出される排ガス中のばい煙量またはばい煙濃度(窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素及びばいじんに係るものに限る。)を6か月に1回測定し、かつ、記録する。
	・排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	・排ガスの排出基準値を遵守し、排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。排ガス処理施設循環水に含まれる塩類によるばいじん濃度上昇を抑制するため、循環水質を適切に管理する。
	・煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	・排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は当該水の飛散及び流出による生活環境上の支障が生じないようにする。 ・流出した場合、洗浄水はピットに集められ、排水処理設備で処理する。
	・ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。	・ばいじんは、排ガスの洗浄水に含まれて、排水処理設備で中和殿物として回収し、リサイクル炉で処理する。 焼却灰はリサイクル炉で処理する若しくは焼却金銀滓として、非鉄金属精錬原料として販売する。
	・火炎の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	・施設及び設備については、耐熱性及び難燃性を考慮した材料を使用する。 ・産業廃棄物の引火性及び易燃性を考慮し、消防法を満足した配置を行う。 ・消防法に則り、消火器その他消火設備を備える。 ・ピット及び原料コンベア室の可燃性ガスの滞留を防止するため、空気を流す。 ・ピットには可燃性ガス検知器を設置する、ガス検知器は、ガス検知器は定期的に点検を行い、機能を維持する。 ・カミカミ畑には火災検知器による自動泡消火設備を設置する。

処理施設(クリーンZ炉)の維持管理に関する計画書 (技術上の基準)

	技術上の基準(第12条の2第5項)	具体的な計画
焼却施設の技術上の基準	<p>・法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設(同項に規定する熱回収施設をいう。第四条の五、第五条の五の五から第五条の五の七まで、第五条の五の十及び第五条の五の十一において同じ。)である焼却施設にあつては外気と遮断された状態でごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それ以外の焼却施設にあつては外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が、それぞれ設けられていること。ただし、環境大臣が定める焼却施設にあつては、この限りでない。</p>	<p>・汚泥、廃プラスチック等の投入は三重ダンパーにより外気と遮断された状態で、プッシャーで定量ずつキルンへ投入する。</p>
	<p>・次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。 ・外気と遮断されたものであること。 ・燃焼ガスの温度を速やかに摂氏八百度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 ・燃焼に必要な量の空気を供給できる設備(供給空気量を調節する機能を有するものに限る。)が設けられていること。</p>	<p>・供給装置は三重ダンパー構造、灰出し設備は水封構造により外気と遮断された構造とする。 ・二次燃焼室の温度が850℃以上になるように、廃油等の燃焼量、廃液処理量を制御する。 ・供給空気量の調整が可能な燃焼空気ファンの設置により燃焼に十分な量の空気を供給する。</p>
	<p>・燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>・燃焼室出口に温度計を設置し、燃焼ガスの温度を連続的に測定し、運転管理室で記録する。</p>
	<p>・集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p>	<p>・急冷塔出口温度を100℃以下に冷却する。 ※処理施設の機能性を証する書類参照</p>
	<p>・集じん器に流入する燃焼ガスの温度(三のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>・IWSに流入する排ガス温度を連続的に測定し記録する。</p>
	<p>・焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備(ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。)が設けられていること。</p>	<p>・AWS、IWS、ミストコットレルにて排ガス中のばいじんを除去する。</p>
	<p>・焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p>	<p>・煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、記録する。</p>
	<p>・ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備を用いて溶融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。</p>	<p>・ばいじんは、排ガスの洗浄水に含まれて、排水処理設備で中和殿物として回収し、リサイクル炉で処理する。 焼却灰は貯留設備で保管後、リサイクル炉で処理する若しくは焼却金銀滓として、非鉄金属精錬原料として販売する。</p>

処理施設(クリーンZ炉)の維持管理に関する計画書 (技術上の基準)

技術上の基準(第12条の2第5項)	具体的な計画
<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじんは、排ガスの洗浄水に含まれて、排水処理設備で中和殿物として回収し、屋根付きコンクリート床の保管場で、飛散および流出がないように保管する。 ・焼却灰は屋根付きコンクリート床の貯留設備で飛散および流出がないように保管する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。 ・ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にする事ができるものであること。 ・溶融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじんおよび焼却灰の溶融施設には該当しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。 ・焼成炉中の温度が摂氏千度以上の状態ではばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。 ・焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。 ・焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじんおよび焼却灰の焼成施設には該当しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ばいじんおよび焼却灰のセメント固化施設には該当しない。
<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガスの温度が摂氏八百度以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次燃焼室の温度が850℃以上になるように、廃油等の燃焼量、廃液処理量を制御する。
<ul style="list-style-type: none"> ・燃焼ガスが、摂氏八百度以上の温度を保ちつつ、二秒以上滞留できるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次燃焼室の温度を担保できる部分で滞留時間を二秒以上確保する。
<ul style="list-style-type: none"> ・事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺には側溝および油水分離槽を設け、流出防止を図る。 ・当該施設はコンクリート床の上に設置されており、廃油および廃液が浸透しない構造とする。
技術上の基準(第12条の2第13項)	具体的な計画
<ul style="list-style-type: none"> ・分解室の出口における炉温がおおむね摂氏九百度以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次燃焼室の温度が900℃以上になるように、廃油等の燃焼量、廃液処理量を制御する。
<ul style="list-style-type: none"> ・分解室の出口における炉温を速やかにイに掲げる温度以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次燃焼室には重油バーナーが設けられており、シアン化合物処理時には炉内温度が900℃以上になるように、廃油等の燃焼量、廃液処理量を制御する。
<ul style="list-style-type: none"> ・分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次燃焼室には重油バーナーが設けられており、燃焼用の空理量を調整できる機構が設けられている。

焼却施設の技術上の基準

処理施設の構造基準に関する計画書（共通基準）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条に基づく
産業廃棄物処理施設の技術上の基準(構造基準)に対する具体的な計画

I. 構造基準

	構造基準(第12条)	具体的な計画
共通基準	自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。	・既設の設備は自重、積載荷重等及び温度応力等に対して必要な構造計算や強度計算を行った上で設計している。
	産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。	・既設の設備の材質は排ガスの温度や性状を考慮したものである。中和剤として水酸化ナトリウムを添加する機能を有する。
	産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。	・臭気のある産業廃棄物の保管場所には「タンク」を選定しており、悪臭の発散を防止するために蓋を設けている。
	著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。	・使用施設から発生する騒音及び振動は非常に小さく、周囲の生活環境を損なうものではない。 ・工場の敷地境界地で騒音測定を行う。(1回/月)
	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障を生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。	・施設からの排水は排水処理施設で適切に処理をして放流し、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。
	産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備は、施設の処理能力に応じ十分な容量を有するものであること。	・産業廃棄物の受入設備および処理された産業廃棄物の貯留設備は施設の処理能力に応じた十分な容量を有している。

産業廃棄物の保管に関する計画書（保管基準）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条に基づく
産業廃棄物保管基準に対する具体的な計画

産業廃棄物の保管基準(第8条)	具体的な計画
<p>・周囲に囲いが設けられていること。</p>	<p>・固形の産業廃棄物は囲いが設けられた所定の置場に保管する。</p>
<p>・見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものであること。 (イ)産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ</p>	<p>・各保管施設には見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設ける。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものとする。 (イ)産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ</p>
<p>・保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 イ. 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止する為に必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。 ロ. 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにすること。 ハ. その他必要な措置</p>	<p>・保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 イ. 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生じた場合、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝を設けるとともに、産業廃棄物の保管場所の底面をコンクリートで覆い当該汚水の地下への浸透を防止する。排水溝を経由した汚水は排水処理施設で処理をする。 ロ. 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにする。</p>
<p>・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように清潔に努める。</p>

保管基準

特別管理産業廃棄物の保管に関する計画書（保管基準）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13に基づく

特別管理産業廃棄物保管基準に対する具体的な計画

特別管理産業廃棄物の保管基準(第8条13)	具体的な計画
<p>・周囲に囲いが設けられていること。</p>	<p>・固形の特別管理産業廃棄物は囲いが設けられた所定の置場に保管する。</p>
<p>・見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものであること。 (イ)特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する特別管理産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ)屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ</p>	<p>・各保管施設には見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設ける。 (1)縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。 (2)次に掲げる事項を表示したものとする。 (イ)特別管理産業廃棄物の保管の場所である旨 (ロ)保管する特別管理産業廃棄物の種類 (ハ)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (ニ)屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては最高の高さ</p>
<p>・保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 イ. 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止する為に必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。 ロ. 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにすること。 ハ. その他必要な措置</p>	<p>・保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずる。 イ. 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生じた場合、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために排水溝を設けるとともに、特別管理産業廃棄物の保管場所の底面をコンクリートで覆い当該汚水の地下への浸透を防止する。排水溝を経由した汚水は排水処理施設で処理をする。 ロ. 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが、所定の高さを超えないようにする。</p>
<p>・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>・保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように清潔に努める。</p>
<p>・特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。</p>	<p>・特別管理産業廃棄物の保管は指定された場所にて確実にを行い、廃棄物種類間で混合する恐れのないように仕切り等を設け分けけて保管する。</p>
<p>・特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封する事等当該廃酸または廃アルカリによる腐食を防止するために必要な措置。</p>	<p>・特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリは、腐食防止の為タンクにて保管する。</p>

保管基準